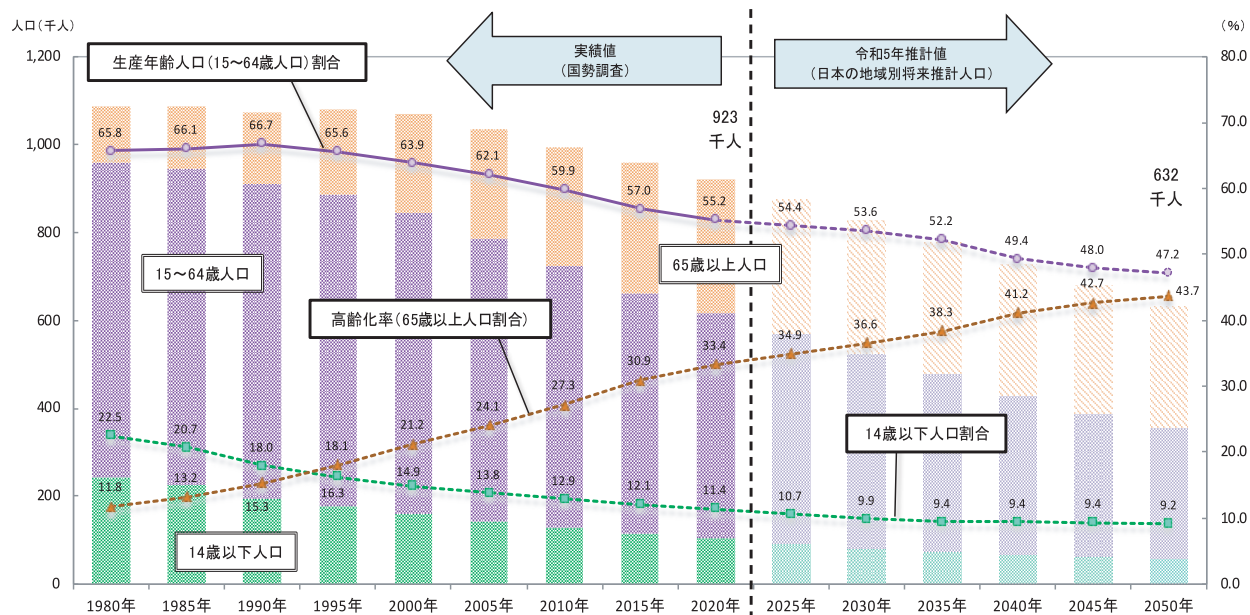


令和7年度 和歌山労働局のとりくみ (行政運営方針)



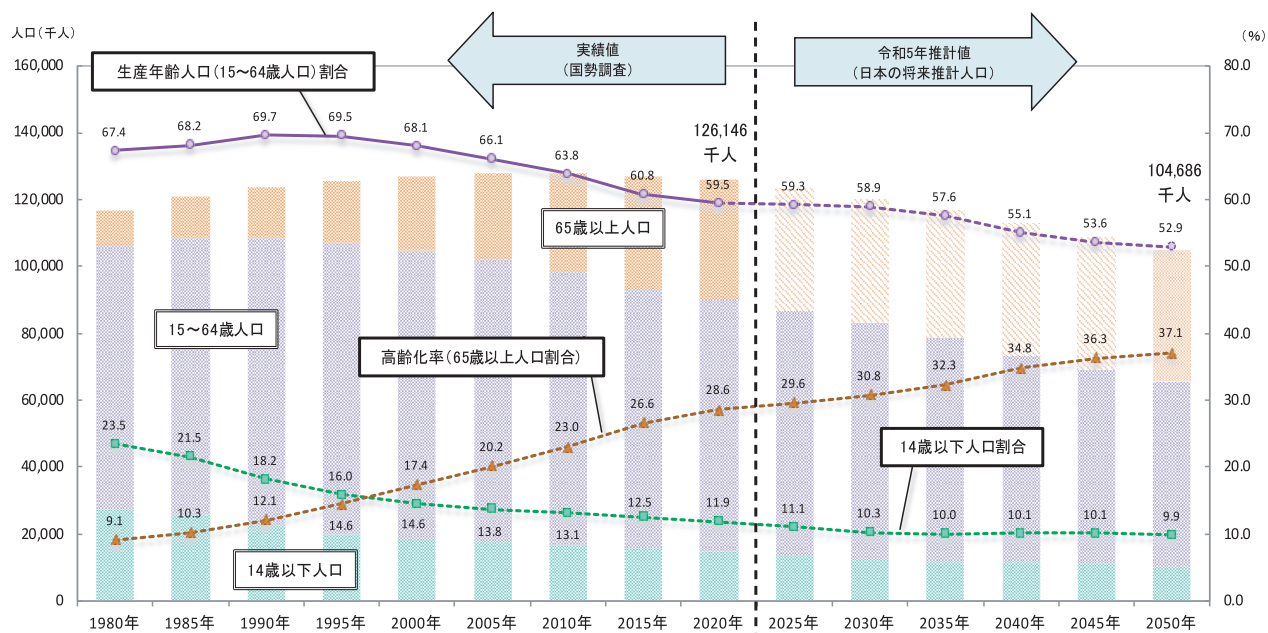
和歌山労働局
労働基準監督署・ハローワーク

和歌山県の人口の推移



資料出所：2020年までについては、総務省統計局「国勢調査」によるもの（各年10月1日現在人口）。2025年以降については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によるもの。

日本の人口の推移



資料出所：2020年までについては、総務省統計局「国勢調査」によるもの（各年10月1日現在人口）。2025年以降については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によるもの。

令和7年度 和歌山労働局における労働行政基本方針

和歌山県においては、少子高齢化の進行や県外流出者の増加等による人口の減少が進み、労働人口減少による人手不足が課題となり、全国平均よりも賃金が低く、労働時間が長い水準にある中で、すべての働く人や企業が活き活きと活躍できる社会を実現するためには、

- ① 中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備、雇用形態にかかわらず公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保
- ② リ・スキリングによる能力向上支援、成長分野等への労働移動の円滑化のための環境整備
- ③ 中小企業・小規模事業者への職場定着等の促進支援、求人充足に向けたサービス支援
- ④ 性別・年齢・障害の有無・雇用形態等にかかわらず多様な人材が活躍できる環境の整備に取り組むことが重要です。

このため、和歌山労働局では、

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

第2 リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化

第3 人手不足対策

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

を基本方針として、各種の施策を展開し、労働者の福祉の向上と地域経済の維持向上を推進します。

目 次

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援	1
第2 リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化	3
1 リ・スキリングによる能力向上支援	3
2 成長分野等への労働移動の円滑化	4
第3 人手不足対策	6
第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組	7
1 多様な人材の活躍促進	7
2 女性活躍推進に向けた取組促進等	11
3 総合的なハラスメント防止対策の推進	13
4 個別労働紛争の解決の促進	14
5 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、 ワーク・ライフ・バランスの促進	15
6 安全で健康に働くことができる環境づくり	19
7 フリーランスの就業環境の整備	23
8 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営	25
和歌山労働局の組織と主な業務内容	26
労働基準監督署管轄区域図／ハローワーク管轄区域図	28
和歌山労働局／労働基準監督署／ハローワーク 所在地一覧	29

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

課 題

最低賃金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」とされており、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援など、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組む必要があります。

また、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等を強力に推し進めていくことや、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援する必要があります。



今後の取組

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料の提供や、「賃上げ」支援パッケージについて周知を行い、業務改善助成金等の利活用促進により、企業の賃金引上げへの支援等を行います。



タスケくん

なお、9月から10月までの2か月間を「最低賃金・中小企業支援策周知強化期間」として、中小企業・小規模事業者のための助成金・補助金等活用セミナーを開催するなど集中的な取組を実施します。

また、中小企業庁との連携を強化し、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者等に、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金の紹介をするほか、和歌山働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等の支援を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向や、地域の実情、これまでの和歌山地方最低賃金審議会の審議状況等を踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう和歌山地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

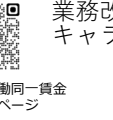
地域別最低賃金（時間額）		効力発生日
和歌山県最低賃金	980円	令和6年10月1日
特定最低賃金（時間額）		効力発生日
和歌山県鉄鋼業最低賃金	1,103円	令和6年12月30日
和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金	令和6年度は改定されなかったため、和歌山県最低賃金（980円）となります。	

今後の取組

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）の促進に向けて、監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、効率的な報告徴収又は指導監督を行い、法の着実な履行確保を図ります。

また、基本給・賞与について正社員との待遇差の理由の説明が不十分な企業に対し、監督署から点検要請を集中的に実施することや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。



(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設された「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

また、「和歌山働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。

従業員の就業調整に悩む経営者・人事に悩む働き手
キャリアアップ助成金で 年収の壁を突破しませんか

※ 従業員が年末に就業時間を調整してしまふ
※ 人材を確保し定着させたい
こんな悩みありませんか?

「年収の壁」って何? いわゆる「106万円の壁」
従業員51人以上、月額給与8万8千円以上、
賞与12万円以上の企業で勤務している
場合

「就業調整」をなんとかしたい
年末に従業員が就業時間を調整してしまふ
ことがあつた

その就業調整は不要です!
社会保険の加入の要件は、雇用契約
締結時の標準賃金と判断し、残業
代金などは含まれません。
また、社会保険への加入とともに、
従業員の収入を増加させる取り組み
を進めると、キャリアアップ助成金
が受けられます。

キャリアアップ助成金とは?
手取り額を減らさない企業に
1人あたり
最大50万円を支援!

従業員の収入を増加させる取組
(手当の支給や労働時間の短縮)
を行う企業へ労働者1人当たり
最大50万円を支援。
社会保険への加入により、人材の
定着も期待できます。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまがいらっしゃいます!>

働き方改革推進支援センターを 利用してみませんか?

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談
来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00～17:00)



メール相談
メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング
専門家が、会社への訪問もしくは
オンラインによるコンサルティング
を実施しています。



セミナー開催
企業向けのセミナーを随時開催
しています。



助成金の活用相談
働き方改革推進支援助成金やキャリア
アップ助成金など、働き方改革に
関連する助成金の相談を承ります。



働き方改革推進支援センター
※コンサルティングの申し込みやセミナーの
開催情報などは事業所の所在地の都道府県名
をクリックしてご覧ください。

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)への賛助

Q. 助成金にすぐに応援できますか?
A. 1. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。
2. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。
3. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか?
A. 1. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。
2. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。
3. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。

Q. 助成金の申請には、どのような書類が必要ですか?
A. 1. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。
2. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。
3. 社会保険適用時処遇改善コースの要件を満たす企業に、助成金申請書を送付していただく必要があります。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声

飲食業 小売業
製造業 建設業
サービス業 医療業
教育業 福祉業
農業 漁業
林業 鉱業
採石業 土石業
建築業 電気業
ガス業 熱供給業
水道業 下水道業
廃棄物処理業
情報通信業
金融業
保険業
不動産業
運輸業
倉庫業
郵便業
娯楽業
宿泊業
飲食業
小売業
製造業
サービス業
医療業
教育業
福祉業
農業
漁業
林業
鉱業
採石業
土石業
建築業
電気業
ガス業
熱供給業
水道業
下水道業
廃棄物処理業
情報通信業
金融業
保険業
不動産業
運輸業
倉庫業
郵便業
娯楽業
宿泊業

助成金を活用される場合は、お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局または労働センターまでお問い合わせください。
各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する情報を提供しています。
働き方改革推進支援センター 働き方改革推進支援センター 働き方改革推進支援センター

0120-030-045

厚生労働省

第2 リ・スキリング、ジョブ型人事(職務給)の導入、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

課題

政府においては「三位一体の労働市場改革」の一環として、リ・スキリングによる能力向上支援に取り組んでいくこととされています。グローバル化の進展、DX・生成系 AI の普及など企業経営が複雑化するなか、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組の重要性が増すことから、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図るほか、自治体・訓練実施機関・その他の関係者と連携しつつ、労使のニーズに応じた取組を進めていく必要があります。

今後の取組

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、令和6年に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により同年10月から給付率が引き上げられたことを受け、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付制度の拡充についての周知のほか、理由を問わず電子申請を行えることや令和7年10月に創設・施行予定である教育訓練休暇給付金など円滑な施行に向けても積極的な周知を図ります。

(2) 地域職業能力開発促進協議会の活用

令和4年度より法定化された地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適したハロートレーニングのコース設定を行うとともに、教育訓練給付制度における指定講座の拡大により訓練機会を確保します。

また、ワーキンググループによる訓練効果の検証及び訓練カリキュラム改善促進策の検討など、地域の課題に沿った議論を行い、効果的な人材育成を進めていきます。

(3) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

キャリア形成・リスキリング支援センター及びハローワーク和歌山に設置されたキャリア形成・リスキリング相談コーナーに常駐するキャリアコンサルタントによる相談支援、和歌山所以外の所については巡回による相談支援を実施します。

(4) 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するため、求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図ります。そのため、和歌山労働局及び各ハローワークにおいては、本人の職業能力や求職条件、求職活動状況等を踏まえた適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努めるとともに、部門間の連携の強化や訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進します。

(5) ハロートレーニングのデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野に係るハロートレーニングについては、引き続き、デジタル分野の資格取得を目指すコースへの訓練委託費等の上乗せの継続実施に加え、「DX推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費等の上乗せ措置により、訓練コースの拡充を図ります。

ハローワークにおいては、デジタル分野に係るハロートレーニングへ

ハロトレくん



の適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細やかな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

(6) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリテラシー支援コース」について、引き続き積極的な活用勧奨に取り組むとともに、適正な執行にも留意し迅速な支給決定を行います。また、デジタル人材の確保のため、人材開発支援助成金におけるすべてのコースにおいて、デジタル分野における訓練の活用促進を図ります。

2 成長分野等への労働移動の円滑化

課題

和歌山県においては人口減少、若年者の流出等による人手不足が深刻化していることから、地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、マッチングを支援する取組が必要です。

また、労働供給制約に起因する人手不足の問題が顕在化しつつある状況の中、人材の有効活用という観点からも、個々人がそれぞれの意欲と能力に応じて活躍するという観点からも成長分野等への円滑な労働移動を可能とする環境整備が重要です。このため、労働市場を巡る情報に自由かつ簡便にアクセスできることをはじめとした労働市場の機能を強化することにより、個々人の自由な選択を可能とする環境整備が求められます。

今後の取組

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

成長分野等への円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要です。このため、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tag の積極的な周知を図ります。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等について、周知を行っていきます。

(2) 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化

就職困難者を、「成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主」又は「雇い入れた上で人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で、5%以上賃金の引き上げを行う事業主」に対して高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用をより一層進め、就職困難者を対象とした成長分野等への円滑な労働移動や賃上げを促進します。

(3) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、Web 会議サービスを活用したオンラインによる業務を全ハローワークにおいて実施し、来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定については、行政サービスの向上の観点から全ハローワークにおいて適切な運用を進めます。

また、ハローワーク職員に対しては、リ・スキリング支援に関する研修等やキャリアコンサルタント資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得ることを通じて、キャリアアップや転職に向けた相談支援を充実します。加えて、より多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS 等を活用し、周知・広報に取り組みます。

(4) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

「ハローワークサロンほんまち」において、県が設置する「わかやま定住サポートセンター」と連携・協力し、県への移住・定住希望者への就職支援を実施します。また、岩出市、紀の川市において「ワークプラザ紀ノ川」及び「ワークサロン貴志川」を中心に、雇用対策協定及び共同宣言に基づいた就職支援を実施し、県との一体的実施施設である「ワークプラザ河北」や海南市との一体的実施施設である「ワークサロンかいなん」において、地方自治体との連携による就職支援を行います。



ハローワークサロンほんまち



ワークプラザ紀ノ川



ワークプラザ河北

第3 人手不足対策

1 人手不足対策

課題

生産年齢人口が減少する中、和歌山県内における有効求人倍率は1倍を超え、多くの分野において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が見られることから、地域の実情に応じた人材確保の支援の取組を進めていくことが重要です。

今後の取組

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、各業界団体を構成員とした和歌山労働局人材確保対策推進協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク和歌山の「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

(3) 雇用管理改善の取組による人材確保支援

人材を確保するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等の周知を行うことで、職場定着等を促進し、人材の確保を図ります。

(4) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

雇用仲介事業については、和歌山労働局に設置している『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

医療機関や介護施設・保育所・幼稚園などの経営者・人事担当者の皆さまへ
雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！
ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士、幼稚園教諭などの採用にあたって雇用仲介事業を利用し、契約や利用条件等を通じてトラブルとなるケースがあります。
雇用仲介事業のサービスに就いてトラブルが発生した場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受けています。

【お知らせ】

令和7年4月1日から、職業安定法施行規則、同法に基づく指針が一部改正され、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者は次の事項を新たに遵守する必要があります

- 【職業紹介事業者】
 - ・職種ごとの平均手数料率の実績を厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に掲載すること
 - ・適約金等契約内容をわかりやすく明示すること
- 【募集情報等提供事業者】
 - ・労働者になろうとする者への金銭提供の禁止
 - ・利用料金や適約金等の契約内容を分かりやすく明示すること

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	職業紹介事業課	011-738-1015	石川	職業紹介事業課	076-265-4435	岡山	職業紹介事業課	086-801-5110
青 島	職業紹介事業課	017-721-2000	福 井	職業紹介事業課	0776-26-8617	広島	職業紹介事業課	082-511-1066
岩 手	職業紹介事業課	019-604-3004	山 梨	職業紹介事業課	055-225-2862	山口	職業紹介事業課	083-995-0385
宮 城	職業紹介事業課	022-292-6071	長 野	職業紹介事業課	026-226-0864	徳島	職業紹介事業課	088-611-5386
新 潟	職業紹介事業課	018-883-0007	岐阜	職業紹介事業課	058-245-1312	香川	職業紹介事業課	087-806-0010
山 形	職業紹介事業課	023-676-4618	静 岡	職業紹介事業課	054-271-9980	愛 媛	職業紹介事業課	089-943-5833
宮 崎	職業紹介事業課	024-529-5746	愛 知	職業紹介事業課第二課	052-685-2550	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	職業紹介事業課	029-224-6239	三 重	職業紹介事業課	059-226-2165	福 岡	職業紹介事業課	092-434-9711
栃 木	職業紹介事業課	028-610-2556	滋 賀	職業紹介事業課	077-526-8617	佐 賀	職業紹介事業課	0952-32-7219
群 馬	職業紹介事業課	027-259-2105	京 都	職業紹介事業課	075-241-5225	長 崎	職業紹介事業課	095-801-5045
埼 玉	職業紹介事業課	048-600-6211	大 阪	職業紹介事業課第一課	06-4790-6310	熊本	職業紹介事業課	096-211-1731
千 葉	職業紹介事業課	043-221-5500	宮 崎	職業紹介事業課	098-367-0831	大 分	職業紹介事業課	097-535-2095
京 都	職業紹介事業課第二課	03-3452-1474	香 川	職業紹介事業課	0742-88-0245	宮 崎	職業紹介事業課	0985-38-8823
神 奈 川	職業紹介事業課	045-659-2810	和歌山	職業紹介事業課	073-488-1160	高 松	職業紹介事業課	087-803-7111
神 戸	職業紹介事業課	021-589-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	山 口	職業紹介事業課	083-808-1637
東 京	職業紹介事業課	076-432-2718	徳 島	職業安定課	0852-29-7017			

和歌山県労働局 073-488-1160（主 機） 073-488-1161（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1162（主 機） 073-488-1163（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1164（主 機） 073-488-1165（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1166（主 機） 073-488-1167（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1168（主 機） 073-488-1169（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1170（主 機） 073-488-1171（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1172（主 機） 073-488-1173（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1174（主 機） 073-488-1175（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1176（主 機） 073-488-1177（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1178（主 機） 073-488-1179（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1180（主 機） 073-488-1181（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1182（主 機） 073-488-1183（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1184（主 機） 073-488-1185（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1186（主 機） 073-488-1187（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1188（主 機） 073-488-1189（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1190（主 機） 073-488-1191（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1192（主 機） 073-488-1193（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1194（主 機） 073-488-1195（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1196（主 機） 073-488-1197（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1198（主 機） 073-488-1199（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1200（主 機） 073-488-1201（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1202（主 機） 073-488-1203（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1204（主 機） 073-488-1205（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1206（主 機） 073-488-1207（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1208（主 機） 073-488-1209（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1210（主 機） 073-488-1211（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1212（主 機） 073-488-1213（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1214（主 機） 073-488-1215（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1216（主 機） 073-488-1217（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1218（主 機） 073-488-1219（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1220（主 機） 073-488-1221（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1222（主 機） 073-488-1223（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1224（主 機） 073-488-1225（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1226（主 機） 073-488-1227（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1228（主 機） 073-488-1229（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1230（主 機） 073-488-1231（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1232（主 機） 073-488-1233（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1234（主 機） 073-488-1235（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1236（主 機） 073-488-1237（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1238（主 機） 073-488-1239（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1240（主 機） 073-488-1241（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1242（主 機） 073-488-1243（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1244（主 機） 073-488-1245（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1246（主 機） 073-488-1247（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1248（主 機） 073-488-1249（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1250（主 機） 073-488-1251（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1252（主 機） 073-488-1253（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1254（主 機） 073-488-1255（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1256（主 機） 073-488-1257（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1258（主 機） 073-488-1259（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1260（主 機） 073-488-1261（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1262（主 機） 073-488-1263（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1264（主 機） 073-488-1265（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1266（主 機） 073-488-1267（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1268（主 機） 073-488-1269（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1270（主 機） 073-488-1271（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1272（主 機） 073-488-1273（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1274（主 機） 073-488-1275（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1276（主 機） 073-488-1277（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1278（主 機） 073-488-1279（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1280（主 機） 073-488-1281（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1282（主 機） 073-488-1283（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1284（主 機） 073-488-1285（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1286（主 機） 073-488-1287（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1288（主 機） 073-488-1289（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1290（主 機） 073-488-1291（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1292（主 機） 073-488-1293（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1294（主 機） 073-488-1295（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1296（主 機） 073-488-1297（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1298（主 機） 073-488-1299（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1300（主 機） 073-488-1301（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1302（主 機） 073-488-1303（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1304（主 機） 073-488-1305（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1306（主 機） 073-488-1307（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1308（主 機） 073-488-1309（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1310（主 機） 073-488-1311（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1312（主 機） 073-488-1313（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1314（主 機） 073-488-1315（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1316（主 機） 073-488-1317（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1318（主 機） 073-488-1319（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1320（主 機） 073-488-1321（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1322（主 機） 073-488-1323（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1324（主 機） 073-488-1325（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1326（主 機） 073-488-1327（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1328（主 機） 073-488-1329（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1330（主 機） 073-488-1331（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1332（主 機） 073-488-1333（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1334（主 機） 073-488-1335（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1336（主 機） 073-488-1337（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1338（主 機） 073-488-1339（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1340（主 機） 073-488-1341（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1342（主 機） 073-488-1343（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1344（主 機） 073-488-1345（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1346（主 機） 073-488-1347（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1348（主 機） 073-488-1349（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1350（主 機） 073-488-1351（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1352（主 機） 073-488-1353（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1354（主 機） 073-488-1355（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1356（主 機） 073-488-1357（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1358（主 機） 073-488-1359（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1360（主 機） 073-488-1361（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1362（主 機） 073-488-1363（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1364（主 機） 073-488-1365（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1366（主 機） 073-488-1367（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1368（主 機） 073-488-1369（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1370（主 機） 073-488-1371（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1372（主 機） 073-488-1373（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1374（主 機） 073-488-1375（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1376（主 機） 073-488-1377（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1378（主 機） 073-488-1379（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1380（主 機） 073-488-1381（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1382（主 機） 073-488-1383（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1384（主 機） 073-488-1385（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1386（主 機） 073-488-1387（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1388（主 機） 073-488-1389（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1390（主 機） 073-488-1391（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1392（主 機） 073-488-1393（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1394（主 機） 073-488-1395（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1396（主 機） 073-488-1397（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1398（主 機） 073-488-1399（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1400（主 機） 073-488-1401（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1402（主 機） 073-488-1403（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1404（主 機） 073-488-1405（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1406（主 機） 073-488-1407（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1408（主 機） 073-488-1409（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1410（主 機） 073-488-1411（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1412（主 機） 073-488-1413（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1414（主 機） 073-488-1415（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1416（主 機） 073-488-1417（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1418（主 機） 073-488-1419（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1420（主 機） 073-488-1421（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1422（主 機） 073-488-1423（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1424（主 機） 073-488-1425（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1426（主 機） 073-488-1427（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1428（主 機） 073-488-1429（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1430（主 機） 073-488-1431（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1432（主 機） 073-488-1433（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1434（主 機） 073-488-1435（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1436（主 機） 073-488-1437（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1438（主 機） 073-488-1439（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1440（主 機） 073-488-1441（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1442（主 機） 073-488-1443（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1444（主 機） 073-488-1445（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1446（主 機） 073-488-1447（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1448（主 機） 073-488-1449（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1450（主 機） 073-488-1451（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1452（主 機） 073-488-1453（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1454（主 機） 073-488-1455（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1456（主 機） 073-488-1457（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1458（主 機） 073-488-1459（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1460（主 機） 073-488-1461（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1462（主 機） 073-488-1463（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1464（主 機） 073-488-1465（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1466（主 機） 073-488-1467（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1468（主 機） 073-488-1469（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1470（主 機） 073-488-1471（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1472（主 機） 073-488-1473（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1474（主 機） 073-488-1475（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1476（主 機） 073-488-1477（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1478（主 機） 073-488-1479（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1480（主 機） 073-488-1481（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1482（主 機） 073-488-1483（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1484（主 機） 073-488-1485（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1486（主 機） 073-488-1487（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1488（主 機） 073-488-1489（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1490（主 機） 073-488-1491（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1492（主 機） 073-488-1493（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1494（主 機） 073-488-1495（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1496（主 機） 073-488-1497（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1498（主 機） 073-488-1499（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1500（主 機） 073-488-1501（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1502（主 機） 073-488-1503（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1504（主 機） 073-488-1505（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1506（主 機） 073-488-1507（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1508（主 機） 073-488-1509（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1510（主 機） 073-488-1511（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1512（主 機） 073-488-1513（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1514（主 機） 073-488-1515（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1516（主 機） 073-488-1517（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1518（主 機） 073-488-1519（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1520（主 機） 073-488-1521（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1522（主 機） 073-488-1523（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1524（主 機） 073-488-1525（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1526（主 機） 073-488-1527（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1528（主 機） 073-488-1529（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1530（主 機） 073-488-1531（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1532（主 機） 073-488-1533（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1534（主 機） 073-488-1535（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1536（主 機） 073-488-1537（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1538（主 機） 073-488-1539（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1540（主 機） 073-488-1541（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1542（主 機） 073-488-1543（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1544（主 機） 073-488-1545（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1546（主 機） 073-488-1547（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1548（主 機） 073-488-1549（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1550（主 機） 073-488-1551（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1552（主 機） 073-488-1553（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1554（主 機） 073-488-1555（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1556（主 機） 073-488-1557（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1558（主 機） 073-488-1559（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1560（主 機） 073-488-1561（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1562（主 機） 073-488-1563（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1564（主 機） 073-488-1565（分 機）
和歌山県労働局 073-488-1566（主 機） 073

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

課題

働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現するため、65歳から70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務を講じる企業割合の増加に向け、事業主の取組の促進を図ることが重要です。さらに、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65歳を超えても働くことを希望する高齢者求職者に対する再就職支援等が必要です。

障害者雇用率制度においては、令和7年4月の除外率の10ポイント引下げや令和8年7月には法定雇用率2.7%への引上げが予定されており、多様な就労ニーズへの対応や、雇用の質の向上等を図る改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施とあわせて、障害者の雇入れ支援等の強化が必要です。

また、年々増加する外国人労働者が、安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するため、外国人労働者の雇用管理のための事業主への指導、相談支援等がより一層重要となります。さらに、様々な在留資格の外国人求職者に対する支援、とりわけ、日本での就職を希望する外国人留学生に対する就労支援の強化が重要となります。

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。そのため、令和6年度までの5年間にわたって支援を行ってきました。政府の「骨太方針2024」において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目無く効果的に支援する」とされたことから、今後は、就職氷河期世代を含めた中高年層の抱える課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援に取り組む必要があります。

新規卒卒者等においては、令和6年3月卒の大学生の就職率が98.1%と過去最高になるなど改善する一方で、心身の不調や家庭・経済環境の問題等の多様な課題を抱え、就職活動に際して特別な配慮や支援を必要とする者が引き続き存在していることに加え、若年非正規雇用労働者等においても同様であることから、個々人の課題に応じたきめ細かな支援に取り組む必要があります。

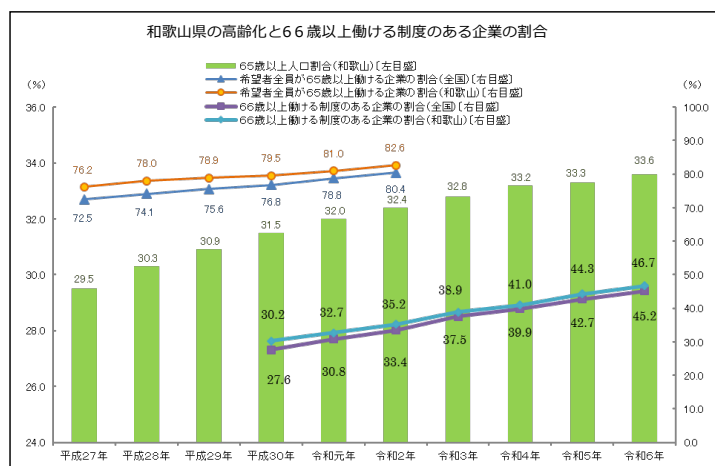
今後の取組

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援

事業主と接触するあらゆる機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発を図るとともに、ハローワーク担当職員と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等の同行訪問により高齢者雇用施策の更なる周知と併せて専門的かつ技術的な相談・助言を行い、年齢にかかわらず活躍できる環境整備に取り組めます。

また、65歳までの雇用確保措置未実施企業を把握した際には、迅速な是正指導を実施し、管内企業の65歳雇用確保措置の完全実施に取り組めます。



イ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

ハローワーク和歌山及びハローワーク田辺に設置している「生涯現役支援窓口」においては、高齢期における多様なニーズを踏まえ、職業生活の再設計に係る支援、求人開拓、雇用情報提供、マッチングの強化など、総合的な就労支援を実施します。

また、個々人の事情に寄り添い、高齢者が希望に応じてその経験と能力を生かし活躍できるよう、それぞれのスキルや状況に合わせた伴走型支援に取り組みます。

その他、公益財団法人産業雇用安定センター和歌山事務所において実施している「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」についての周知を図るなど、効果的な連携を行います。

生涯現役支援窓口（ハローワーク和歌山）



ウ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

地域の高齢者の就業促進を図るため、自治体を中心となり地域の様々な機関が連携して高齢者の多様な就業機会を創出する「生涯現役地域づくり環境整備事業」について、あらゆる機会を捉え事業内容の周知や応募勧奨を行います。

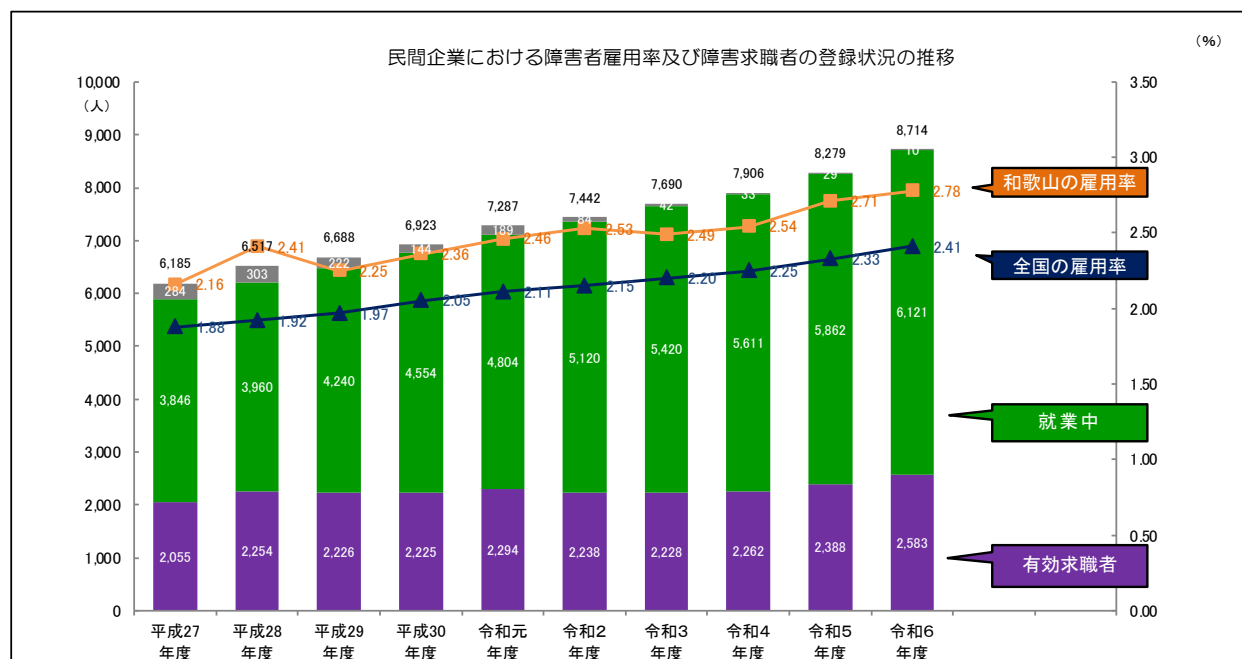
また、高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報や技能講習情報を把握し、臨時的かつ短期的または軽易な就業を希望する高年齢求職者に対し、ハローワークからシルバー人材センターへの誘導を行います。

(2) 障害者の就労支援

ア ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇い入れ等の支援

ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者雇用の経験やノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、企業が抱える不安や課題に応じて採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施し、一層の障害者雇用の促進を図ります。

労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターについては、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有し、その役割は一層重要となっていることから、就業面及び生活面における一体的な支援を実施します。



イ 改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施

改正障害者雇用促進法により、令和6年4月に施行された事項のうち特定短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）の実雇用率算定について、法改正の趣旨を踏まえ、障害者の職業的自立を促進する観点から、

週20時間以上の雇用の実現を目指すことが望ましいことや、事業主には障害者の有する能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があること等について、引き続き、障害者本人、事業主、関係機関に周知します。

また、法定雇用率未達成企業に対する雇用率達成指導等において、特に中小企業や除外率設定業種（特に除外率引下げによる影響の大きい企業）を中心に、必要に応じて障害者雇用相談援助助成金の利用を勧奨します。

ウ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。特に難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。

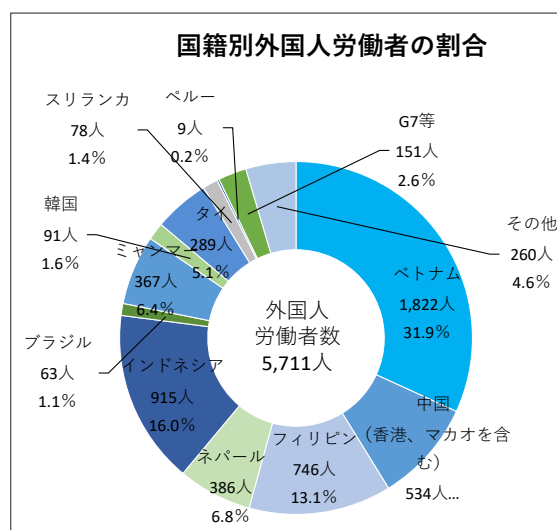
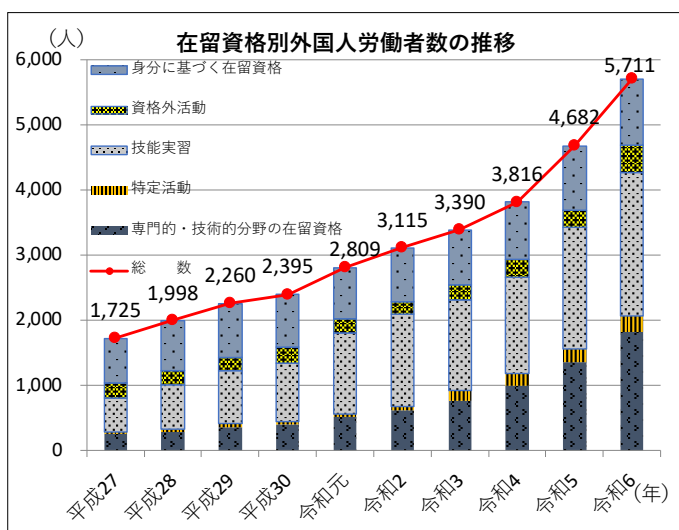
(3) 外国人求職者への就職支援等

ア 外国人求職者等に対する就職支援

外国人求職者に対しては、専門相談員による職業相談や個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。支援の実施にあたっては、電話を用いた通訳（13か国語※）や多言語音声翻訳機器を必要に応じて活用し、職業相談業務等の円滑化を図ります。

また、留学生コーナーでは大学等の進路相談窓口との連携を行い、留学生の国内就職の促進のために、留学早期からの就職準備に向けたガイダンス等、手厚い就職支援を実施します。

※英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、インドネシア語、ミャンマー語、及びモンゴル語



イ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、ハローワークにおいて事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行います。

(4) 中高年層へ向けた就労支援

就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口をハローワーク和歌山に設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援をそれぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施します。

(5) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

地域若者サポートステーションにおいて、15 歳から 49 歳の就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、地方公共団体その他関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施します。

(6) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携の上心理的なサポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施します。

また、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じた決め細やかな就職支援を行います。

(7) 正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望する若者（35 歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、きめ細やかな就職支援、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図ります。

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

課 題

女性の就業率は高くなっているものの、女性の正規雇用比率がいわゆる「L字カーブ」となっており、正規雇用労働者としての就業継続に課題があるほか、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低いといった課題があります。そのため、雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止をはじめとする男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図るとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく男女の賃金の差異の情報公表を契機として女性活躍推進の取組促進をより一層進める必要があります。

今後の取組

(1) 女性活躍推進法の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等

男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。

また、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により、着実に女性活躍推進法の履行確保を図ります。

さらに、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。加えて、女性活躍推進法における管理職の定義に基づき適切な情報公開等がなされるよう周知・徹底を図ります。



和歌山労働局認定企業数（令和6年12月末現在）
えるぼし 17社 プラチナえるぼし 2社



(2) マザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

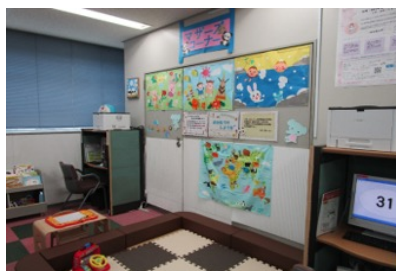
ハローワーク和歌山及びハローワーク橋本に設置しているマザーズコーナー等においてキッズコーナーを併設の上、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供を行います。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型支援を強化します。

さらに、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。



キッズコーナー（ハローワーク和歌山）



キッズコーナー（ハローワーク橋本）

(3) 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等

女性が健康で、能力を発揮できるような職場環境整備の機運を醸成するため、月経、更年期等といった女性の健康課題への取組について、「働く女性の心とからだの応援サイト」に掲載している企業の取組事例等を活用し、企業の自主的な取り組みを促します。

また、働く女性の母性健康管理措置等について、パンフレットなどを活用し、事業主への周知徹底及び妊産婦への周知並びに母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進等を行います。



▲働く女性の心とからだの応援サイト

3 総合的なハラスメント防止対策の推進

課 題

パワーハラスメントに関する相談件数は増加傾向が顕著である他、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメントの相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するハラスメントが社会的関心を集めている状況にあります。このような状況を踏まえ、「労働施策総合推進法」等の履行確保等により、総合的なハラスメント防止対策をより一層進める必要があります。

今後の取組

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図ります。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメント対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底やウェブサイト「あかるい職場応援団」の企業向け研修動画及び各種ツールの活用促進を図り企業の取組を促します。

学生等に対しては相談先を記載したリーフレットを活用し、学生等が一人で悩むことのないよう支援しつつ、相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

(3) 職場におけるハラスメントに関する周知啓発の実施

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。



4 個別労働紛争の解決の促進

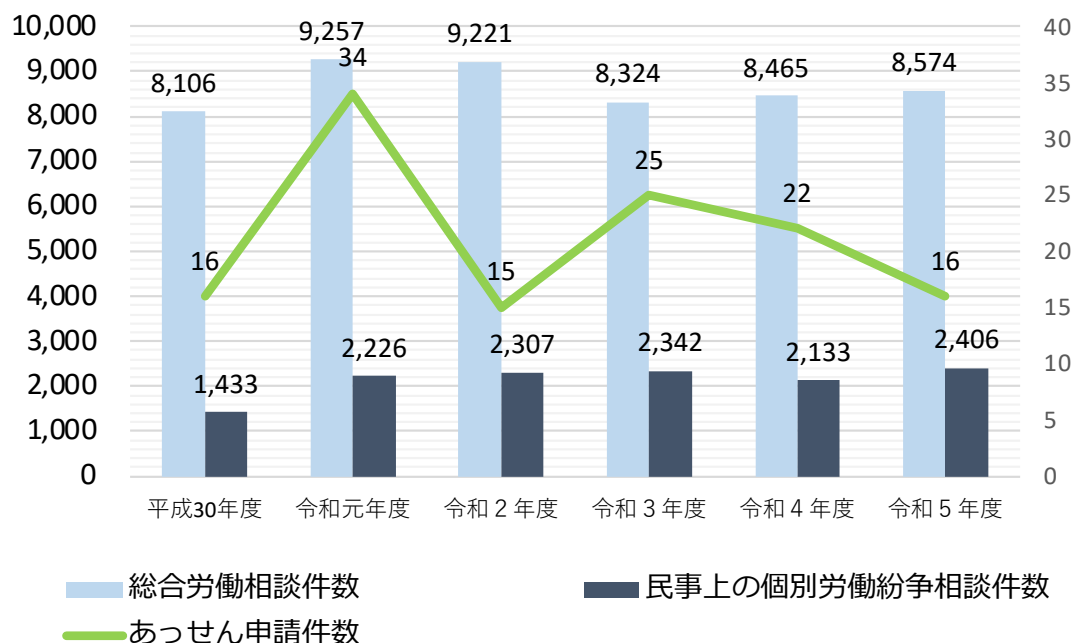
課 題

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係について個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）が増加しています。このような個別労働紛争の未然防止と、職場環境を踏まえた円満・迅速な解決を図る必要があります。

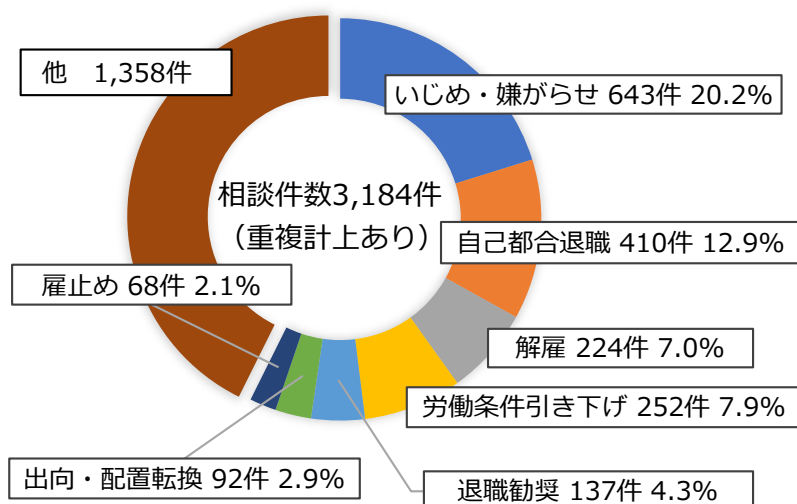
今後の取組

和歌山労働局管内6か所に設置している総合労働相談コーナーにおいて、「いじめ・嫌がらせ」をはじめとして、労働条件等のあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するとともに、「助言・指導」（紛争当事者に、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことで、紛争当事者間の自主的な紛争解決を促進する制度）、「あっせん」（紛争調整委員会の委員が紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進して、紛争の解決を図る制度）により、個別労働紛争の早期の解決を促進します。

総合労働相談件数の推移（和歌山）



令和5年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳（和歌山）



5 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

課題

和歌山県が直面する少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するためには、男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現するとともに多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができるよう、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要です。

仕事と育児等の両立については、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、令和7年までの男性の育児休業取得率の政府目標を30%から50%に引き上げ、令和12年までの同目標を85%とすることが示されており、掲げられた政府目標の達成に向けて更なる取組の強化が必要です。このような状況を踏まえ、令和6年5月に改正法が成立・公布され令和7年4月から段階的に施行される、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する必要があります。

また、各企業において、テレワーク、勤務間インターバル制度など、柔軟な働き方が進むよう各種施策を講じるとともに、働き方・休み方改革の推進や年次有給休暇の取得促進等を行う必要があります。

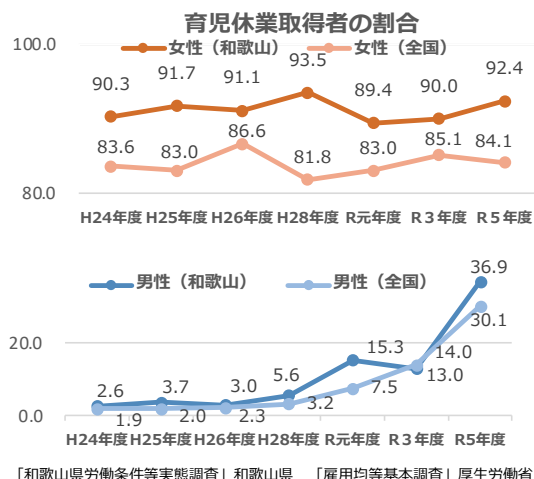
今後の取組

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を300人超の事業主に拡大すること等を内容とする育児・介護休業法の改正について、労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図ります。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。



イ 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度や3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が希望に応じて柔軟な働き方を実現できるようにするための措置等について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげます。

また、事業主に対し、「共働き・共育て推進事業（イクメンプロジェクト）」において作成する企業の取組事例集や研修資料の活用促進、並びに「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」において実施する労務管理の専門家による個別支援の周知と併せて、

- ・男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主
- ・育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主
- ・育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施した事業主



▲「イクメンプロジェクト」公式サイト

- ・育児期の柔軟な働き方に関する制度を利用する労働者への支援のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図ります。



ウ 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

両親ともに働き育児を行う「共働き・子育て」を推進する観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」の円滑な施行に向け、雇用保険被保険者や事業主等への周知に取り組みます。

エ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図ります。

また、地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を十分に行うとともに、介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業等を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。



▲「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニ

オ 次世代育成支援対策の推進

次世代法について、有効期限を10年延長した上で、同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とする改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数100人超の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「プラス」の認定基準が新しく見直されることから、新しい基準等について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



和歌山労働局認定企業数
(令和6年12月末現在)
くるみん 27社
プラチナくるみん 4社

カ 不妊治療と仕事との両立の推進

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の取得を支援するため、認定を希望する事業主に対しては、本省が実施する不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業の「両立支援担当者等向け研修会」の活用を勧奨します。

また、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金等を活用し、性と健康の相談センターとも連携しつつ、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。



和歌山労働局認定企業数（令和6年12月末現在）
プラチナくるみんプラス 1社

(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

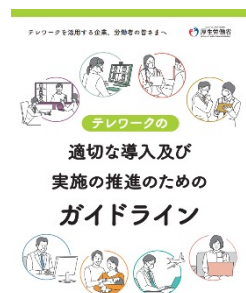
ア ワーク・ライフ・バランスの促進

11月を「和歌山県働き方改革推進月間」としてセミナー等を開催し、「和歌山働き方改革推進業議会」の構成団体（和歌山県、和歌山市、経済団体及び労働団体等）の協力のもと、年次有給休暇の取得促進、柔軟な働き方がしやすい労働環境の整備等の働き方改革を推進するとともに、若者や障害者、高齢者、女性などあらゆる人材の活躍促進に向けた機運の醸成を図ります。

イ 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

テレワークは子育てや介護と仕事との両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、働き方改革の促進等に資するものであり、育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されるとともに、育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されたところであることも踏まえ、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図ります。

企業におけるテレワークの導入・定着促進のため、中小企業事業主を対象とした「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の相談・申請があった場合は、懇切丁寧な対応を行います。加えて、テレワークの導入や働き方の見直しについて相談があった企業等に対し、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に沿った助言や、本省で実施している、テレワーク相談センター及びセミナーの案内、様々な機会を捉えての施策の周知など、テレワークに関する企業の環境整備に対する支援を徹底します。



ウ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援

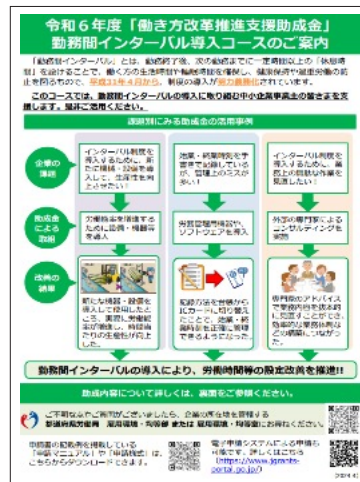
勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、企業等に対し、導入の効果や導入フローを分かりやすく説明することが重要です。

このため、企業等への訪問の際には、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている動画や導入マニュアルを活用し、事例に即した説明を行うなど、丁寧な対応を行います。

加えて、働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働の削減等に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図ります。



▲働き方・休み方改善
ポータルサイト



工 年次有給休暇等の取得促進

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年 10 月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏期、年末年始、ゴールデンウィーク）に集中的な広報を行います。

また、病気休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休暇等の特別休暇についても、企業への導入を図ります。



オ 労働施策総合推進法に基づく協議会について

労働施策推進法に基づく協議会（地方版政労使会議）については、中小企業・小規模事業者における働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備及び若者や非正規雇用労働者等の労働環境等の改善に向けて、政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て開催し、構成員が講ずる支援策等の紹介を行うなど機運の醸成に努めます。

イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「和歌山働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、窓口相談やコンサルティング、セミナー等を実施するなど、きめ細かな支援を行います。

また、引き続き、労働時間相談・支援班の個別訪問により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法等の教示等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行います。



ウ 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者について、時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じ、必要な周知を行うとともに、トラック運転者については、引き続き、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての要請、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。

また、医師については、他の職種との業務分担（タスクシフト/タスクシェア）など医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療勤務環境改善支援センターによるきめ細かな相談対応、助言を行います。

エ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的に周知・啓発を行います。

(2) 労働条件の確保・改善対策

ア 法定労働条件の確保等

基本的労働条件の枠組及び管理体制の確立など、労働基準関係法令の遵守の徹底を図り、これを定着させるための監督指導等を実施するとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底します。

また、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。



イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

(ア) 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、法違反の疑いのある事業場に対して重点的に監督指導を実施するほか、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用します。

(イ) 自動車運転者

自動車運転者については、違法な時間外労働等が疑われる事業場に対して監督指導を実施するほか、地方運輸機関と連携し、相互通報制度を確実に運用します。

また、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導を徹底します。

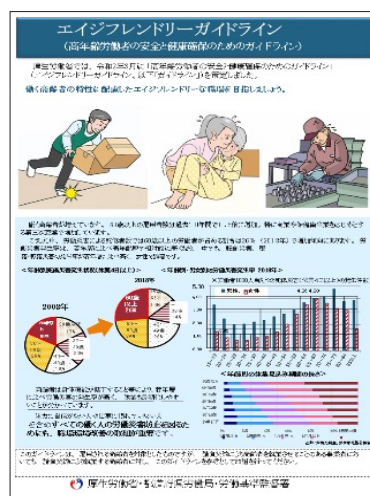
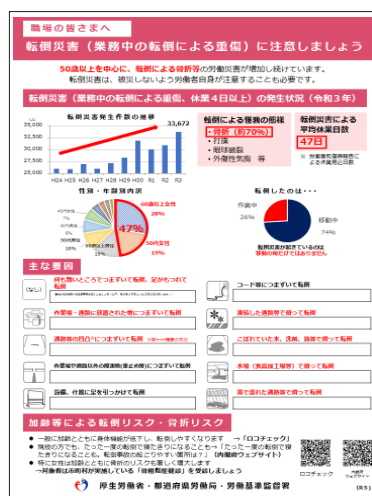
ウ 家事使用人への対応

家事使用人から労働契約や就業環境等に関する相談等があった際には、「家事使用人の雇用ガイドライン」を周知するなど、適切に対応します。

ア 労働災害防止対策の推進

また、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスになることを含め、中小規模事業者が自発的に安全衛生に取り組むための啓発を図っていきます。

さらに、管内の代表的な小売業及び社会福祉施設の法人等を構成員とした和歌山県＋（プラス）セーフ協議会の活動を通じて、同業種を中心として「転倒」「腰痛」災害の防止に係る機運醸成を図るとともに、高齢労働者の労働災害防止対策として「エイジフレンドリーガイドライン」（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく取組の推進を図ります。

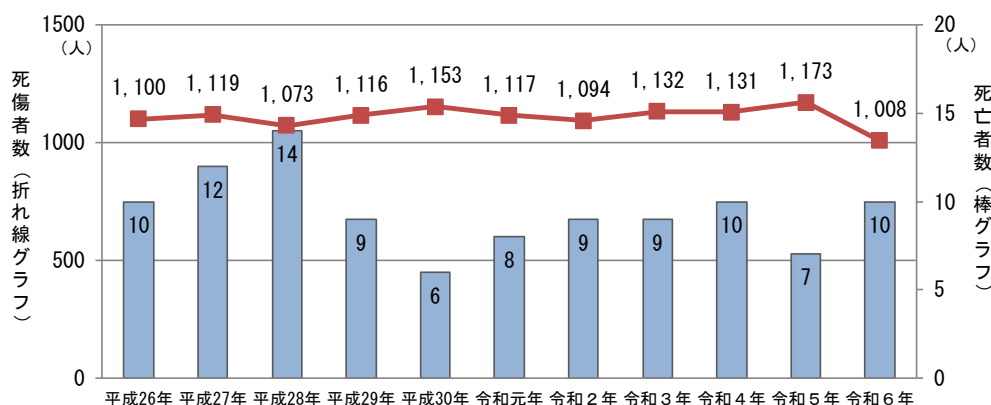


(四) 業種別・年別死傷者数)

	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
製造業	226	269	266	243	257	218
建設業	145	125	131	131	109	91
運輸交通業	126	108	102	116	132	101
農林業	100	86	100	83	111	61
商業	169	141	154	166	173	170
保健衛生業	140	154	194	179	174	164
全業種	1,117	1,094	1,132	1,131	1,173	1,008

※令和6年は、令和6年12月末現在の速報値 新型コロナウイルス感染症によるものを除く
資料出所：和歌山労働局健康安全課

(図) 和歌山県における労働災害による死傷者数の推移（休業４日以上死傷者数及び死亡者数）



※令和6年は、令和6年12月末現在の速報値 新型コロナウイルス感染症によるものを除く
資料出所：和歌山労働局健康安全課

イ 労働者の健康確保

過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の徹底を図ります。また、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、指導を行います。

産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの各種産業保健サービスの利用促進を図るとともに、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を引き続き周知する等、治療と仕事の両立支援の取組の促進を図ります。

新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿事前調査結果報告システムによる報告の指導等、石綿ばく露防止対策の推進を図ります。



(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づく適正な認定に努めます。

特に、社会的関心の高い脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患等、複雑困難事案に係る労災保険給付の請求については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

さらに、労災保険の窓口業務においては、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明を心がけ、請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

7 フリーランスの就業環境の整備

課 題

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)の履行確保を図る必要があります。

また、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランスからの相談にも丁寧に対応する必要があります。

今後の取組

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行に伴い、フリーランスや委託事業者等から同法の就業環境の整備に関する内容についての問い合わせに適切に対応します。

フリーランス(フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者)から同法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、同法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、全国の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。

また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収室への情報提供を徹底します。



(2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが、新たに特別加入の対象となったことについて、引き続き周知等を行います。

フリーランス^(※)の皆さまへ

(※) 特定受託事業に従事する方

令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになりました

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

「フリーランス(特定受託事業者※1)が企業等(業務委託事業者※2)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同様の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

(※1) 特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化法等)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの

(※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業主に、物品の製造、情報成果物の作成(プログラミング等)、役務の提供(通訳等)を委託することをいいます。
- つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」(下の図の赤い矢印の取引)が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同様の事業を消費者から委託を受けて行う場合(下の図の緑の矢印の取引)のケガ等も補償の対象となります(※)。

(例) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務

(出典) 「特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化法)施行規則」(内閣府審議会)「労災保険特別加入制度」(労働基準監督署) 労災保険特別加入制度に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化法等)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの(※1) (※2) フリーランスとして業務を行う方、フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等(※3) (※4) 労働基準監督署ウェブサイト

○企業等からの業務委託の例(対象となる事業)

- 翻訳、通訳(外国語の翻訳、海外出張時の同行通訳)
- 講師、インストラクター(ピアノ教室、スポーツジムのインストラクター)
- デザイン、コンテンツ制作(広報用のイラスト作成、集計プログラム作成)
- 調査、研究、コンサルティング(商品売買のための市場調査)
- 営業(商品(保険、電子機器等)の営業代行)

○消費者からの委託の例(同様の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象となる事業)

- 企業からの業務委託で宣伝写真の撮影の事業を行っているフリーランスのカメラマンが、消費者からも家族写真の撮影を委託されて事業を行う場合

※このリーフレットでは、仮りやすさを優先し、例えば「カメラマン」といった一般的な用語を用いて表現していますが、詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

フリーランス^(※)の皆さまへ

令和6年11月から

特別加入により労災保険の補償を受けられます!

※特定受託事業に従事する方

○労災保険の特別加入制度について

令和6年11月から、フリーランス(特定受託事業者)も、労災保険に特別加入できるようになります。労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガや病気、死亡に対して、補償を受けられます。

✓主な給付内容(詳しくは裏面をご覧ください。)

療養(補償)等給付

ケガや病気の治療に必要な給付を受けられます。例えば、労災保険指定医療機関において、無料で治療を受けることができます。

休業(補償)等給付

療養のために仕事を休み、収入を得ていない場合に給付を受けることができます。

遺族(補償)等給付

仕事や通勤が原因で死亡してしまった場合には、遺族の方が年金または一時金の給付を受けることができます。

○保険料について

年間保険料は、休業(補償)等給付などの給付額算定の基礎となる給付基礎日額(1日当たりの収入を基準として加入時に3,500円から25,000円までの16段階から選択し、都道府県労働局長が承認した額)の365日分の0.3%です。

例: 給付基礎日額10,000円を選択した場合の年間保険料

$$10,000 \times 365 \times 3 / 1000 = 10,950 \text{円}$$

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

○労災保険の保険給付

より詳しくは右記QRコード等より、リーフレット「フリーランスの皆さまへ」をご覧ください。

保険給付の種類・内容	支給事由
療養(補償)等給付 労災病取または労災指定医療機関において必要な治療等が無料で行われます。それ以外の医療機関等での治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	仕事または通勤によるケガや病気により療養するとき
休業(補償)等給付 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%(特別支給金20%と合わせて80%)が支給されます。	仕事または通勤によるケガや病気による療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき
障害(補償)等給付 年 金: 1年当たり給付基礎日額の313日(第1級)~331日(第7級)が支給されます。 一時金: 給付基礎日額503日(第8級)~56日(第14級)が支給されます。	仕事または通勤によるケガや病気の状態が安定し、治療でもこれ以上改善しない状態(「治癒(症状固定)」)となります。障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき
傷病(補償)等年金 1年当たり給付基礎日額の313日(第1級)~245日(第3級)が支給されます。	仕事または通勤によるケガや病気(傷病)が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日以後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治癒(症状固定)していないとき (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること
遺族(補償)等給付 年 金: 遺族の人数に応じ、1年当たり給付基礎日額の245日(4人以上)~153日(1人)が支給されます。 一時金: 右記(1)の場合は給付基礎日額の1000日分、(2)の場合、1000日分を超えて支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	仕事または通勤が原因で死亡したとき (被った特別加入者(労働者)の死亡時にその収入によって生活が維持されていたなど、所定の要件を満たした配偶者等の遺族に対し支給されます。) (1) 遺族(補償)等年金を受け取る遺族がないとき (2) 遺族(補償)等年金を受け取っている方が失職し、かつ、他に遺族(補償)等年金を受け取られる者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料等(葬祭給付) 31万5千円に、給付基礎日額30日分を加えた額または給付基礎日額60日分のうち、いずれか高い方の額が支給されます。	仕事または通勤が原因で死亡した方の葬祭を行うとき

※上記の他にも、要件を満たした場合には、介護(補償)等給付や社会復帰促進等事業による特別支給金を受けることができます。

○特別加入の対象となる事業

フリーランスの皆さま(※1)が企業等(※2)から業務委託を受けて行う事業、すなわち物品の製造(例: 電子機器の製造)・役務の提供(例: 通訳)などを企業等から委託されて行う、いわゆるBtoBの事業(特定受託事業)が特別加入の対象となります。また、上記の特定受託事業を行う方が、同様の事業を消費者から委託を受けて行う場合(いわゆるBtoCの事業を行う場合)のケガ等も、補償の対象となります。

※1 特定受託事業者のこと。特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないものを指します。

※2 業務委託事業者のこと。業務委託を行う事業者を指します。

◇特別加入をする場合の手続き

特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行います。フリーランスの皆さまは、フリーランスの特別加入団体を通じて加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

8 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営

課 題

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となる重要なものです。

労働保険の未手続事業の解消及び保険料の適正徴収は、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上の観点から極めて重要であり、重点的な取組が求められています。

また、「規制改革実施会議」（令和4年6月7日閣議決定）において、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を推進することとされていることから、労働保険制度における適用徴収業務に関しても電子申請の普及促進が急務となっています。



今後の取組

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険未手続事業一掃業務について、行政機関やその他の関係機関等と連携して、未手続事業の的確な把握と効果的な手続勧奨等によって、未手続事業の一掃対策の推進に取り組みます。

【労働保険適用事業場数の推移（和歌山労働局）】



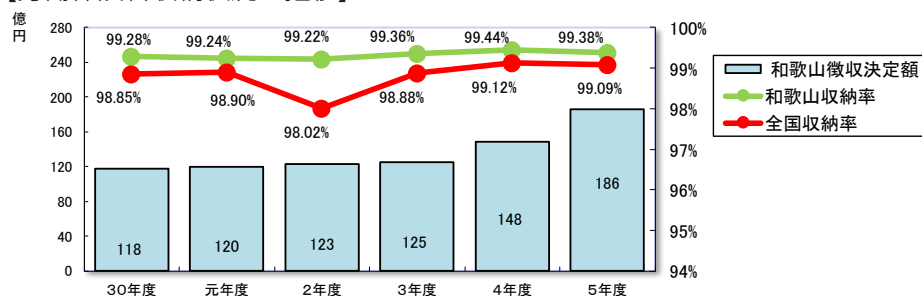
（単位：事業）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
適用事業場数	30,219	30,317	30,612	30,817	30,864	30,919
個別事業場数	14,883	14,876	15,050	15,144	15,239	15,320
委託事業場数	15,336	15,441	15,562	15,673	15,625	15,599

（資料出所：厚生労働省 労働保険の適用徴収の状況）

(2) 労働保険料の適正徴収

労働保険料の申告・納付に係る会計法令等の周知を図り、また、申告書等の内容審査を適正に実施することで、労働保険料の徴収過不足を防止するとともに、法定納期内に納付がない滞納事業に対しては、未納額及び消滅時効等を的確に管理し、納付督促等を適切に実施することで労働保険料の適正徴収に取り組みます。

【労働保険料収納状況の推移】



（資料出所：厚生労働省労働保険の徴収状況）

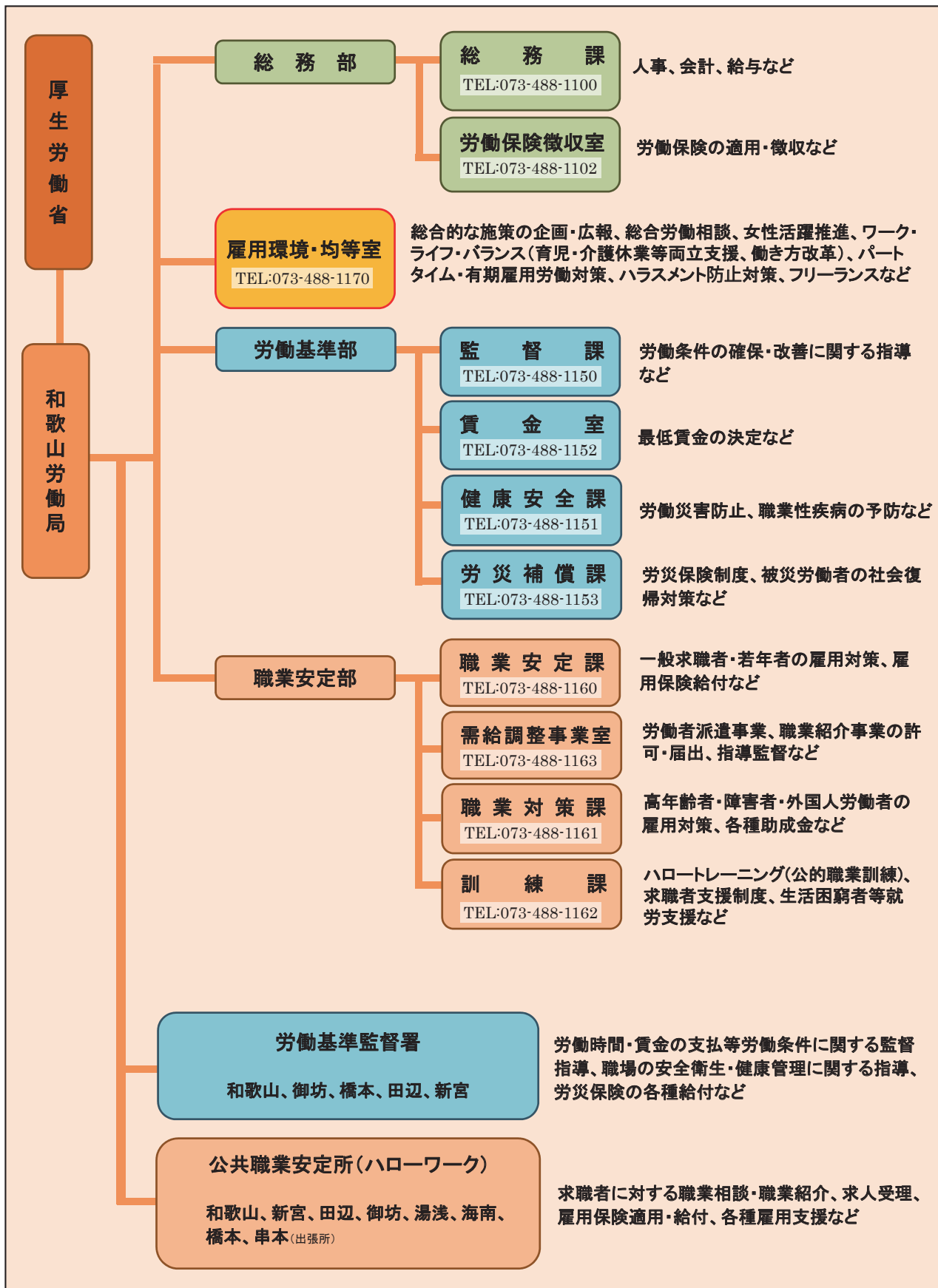


(3) 労働保険手続における電子申請の利用促進

労働保険の年度更新について、更新手続に係る広報に併せて電子申請の利用を促す広報を実施し、受付会場に電子申請体験コーナーを設置する等により、労働保険の適用・徴収に関する電子申請の利用促進に向けた取組を行います。

雇用保険に関する手続きについて、ハローワーク窓口等での利用勧奨を行うとともに、雇用保険電子申請アドバイザーを活用した電子申請手続きの支援を実施することにより、電子申請の更なる利用促進に向けた取組を行います。

和歌山労働局の組織と主な業務内容



労働関係について相談したいとき(一覧)

相談の内容	相談先
○総合労働相談コーナー	
・労働基準関係法令以外の解雇、労働条件変更等を巡る労働者と使用者との紛争に関する相談 ・事業主からのいじめ、嫌がらせ等に関する相談 ・その他法令、制度に関する照会など	労働局又は労働基準監督署の総合労働相談コーナー
○男女の均等取扱、パートタイム・有期雇用労働、ハラスメント、フリーランスに関する相談	
・性別を理由とする差別に関する相談 ・セクシュアルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・同一労働同一賃金に関する相談 ・女性活躍推進法に関する相談 ・パワーハラスメントに関する相談	労働局雇用環境・均等室
○育児・介護休業、次世代法等に関する相談	
・育児、介護休業法等に関する相談 ・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談 ・次世代法に基づく行動計画の策定、認定などの相談	労働局雇用環境・均等室
・育児休業給付、介護休業給付などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○労働条件に関する相談	
・賃金不払、解雇、労働時間、有給休暇などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
・最低賃金などの相談	労働局賃金室
・労働時間・有給休暇・賃金・退職金制度の改善などの相談	労働局雇用環境・均等室
○労働安全、健康管理に関する相談	
・職場の安全衛生、健康管理などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局健康安全課
○労災保険に関する相談	
・労災保険の申請や給付に関する相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労災補償課
・労災保険の加入などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室
○雇用保険に関する相談	
・雇用保険の申請や給付に関する相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
・雇用保険の加入などの相談	所轄のハローワーク又は労働局労働保険徴収室
○就職活動に関する相談	
・求職、求人に関する相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○職業訓練に関する相談	
・職業訓練の受講などの相談	所轄のハローワーク又は労働局訓練課
○外国人の就労に関する相談	
・外国人労働者の職業相談、雇用管理などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業対策課
・外国人労働者の労働条件などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
○労働者派遣、職業紹介事業に関する相談	
・労働者派遣事業に関する相談 ・職業紹介事業に関する相談	労働局需給調整事業室

労働基準監督署管轄区域図

和歌山署

管轄区域 和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町（3市1町）
管内人口 450,772人（令和7年1月現在）
管内面積 476.76㎢（令和2年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、皮革、染料、木工家具、ニット生地、漆器、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）など

御坊署

管轄区域 御坊市・有田市・有田郡（みなべ町を除く）（2市3町）
管内人口 121,105人（令和7年1月現在）
管内面積 1,053.81㎢（令和2年国勢調査）
産 業 みかん、梅、山椒、蚊取線香、醤油、電線製造、紀州備長炭、マージャンバイなど

田辺署

管轄区域 田辺市・日高郡のうちみなべ町・西牟婁郡（1市4町）
管内人口 113,669人（令和7年1月現在）
管内面積 1,579.99㎢（令和2年国勢調査）
産 業 ボタン、梅の栽培及びこれを原料とする食品品製造業、製材、紀州備長炭
観光産業 熊野三山霊地、湯峰温泉、川湯温泉、白浜温泉、椿温泉ほか

橋本署

管轄区域 橋本市・紀の川市・伊都郡（2市3町）
管内人口 135,293人（令和7年1月現在）
管内面積 691.63㎢（令和2年国勢調査）
産 業 パイル織物（シール織物・寝具・インテリア用品など）、柿・みかん等の果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業 高野山霊地

新宮署

管轄区域 新宮市・東牟婁郡（1市4町1村）
管内人口 56,530人（令和7年1月現在）
管内面積 922.45㎢（令和2年国勢調査）
産 業 上質な紀州材の産地、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、瀧峡、勝浦温泉ほか

ハローワーク管轄区域図

ハローワーク和歌山

管轄区域 和歌山市・岩出市・紀の川市（3市）
管内人口 454,758人（令和7年1月現在）
管内面積 475.57㎢（令和2年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）
繊維、染料、製材、ニット生地、木工家具、皮革など

ハローワークかいなん

管轄区域 海南市・海草郡（1市1町）
管内人口 52,571人（令和7年1月現在）
管内面積 229.4㎢（令和2年国勢調査）
産 業 石油精製、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）、木工、家具、漆器、繊維製品など

ハローワーク湯浅

管轄区域 有田市・有田郡（1市3町）
管内人口 64,947人（令和7年1月現在）
管内面積 474.79㎢（令和2年国勢調査）
産 業 電線製造、蚊取線香、縫製、醤油、みかん等果樹栽培

ハローワーク御坊

管轄区域 御坊市・日高郡（みなべ町を除く）（1市5町）
管内人口 56,158人（令和7年1月現在）
管内面積 579.02㎢（令和2年国勢調査）
産 業 機械器具、金属製品、梅加工、紀州備長炭、木材・木製品製造、マージャンバイなど

ハローワーク田辺

管轄区域 田辺市（本宮町を除く）・西牟婁郡（すさみ町を除く）
管内人口 108,102人（令和7年1月現在）
管内面積 1,201.49㎢（令和2年国勢調査）
産 業 ボタン、製材、梅の栽培及びこれを原料とする食品品製造業、紀州備長炭など
観光産業 白浜温泉、椿温泉ほか

ハローワーク橋本

管轄区域 橋本市・伊都郡（1市3町）
管内人口 78,736人（令和7年1月現在）
管内面積 593.97㎢（令和2年国勢調査）
産 業 パイル織物（シール織物・寝具・インテリア用品など）、柿、みかん等果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業 高野山霊地

ハローワーク新宮

管轄区域 新宮市・田辺市本宮町・東牟婁郡（串本町、古座川町を除く）（2市2町1村）
管内人口 43,221人（令和7年1月現在）
管内面積 696.61㎢（令和2年国勢調査）
産 業 上質な紀州材の産地であり、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、瀧峡、勝浦温泉、湯峰温泉、川湯温泉ほか

ハローワーク串本 〈新宮所 串本出張所〉

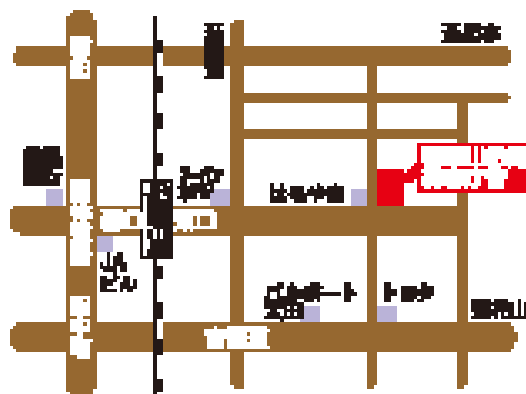
管轄区域 西牟婁郡すさみ町・東牟婁郡串本町・古座川町（3町）
管内人口 18,876人（令和7年1月現在）
管内面積 604.35㎢（令和2年国勢調査）
産 業 木材・木製品製造、漁業

和歌山労働局の所在地

〒 640-8581 和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号
和歌山労働総合庁舎

和歌山労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/>



県内の労働基準監督署

和歌山	〒 640-8582	和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号 和歌山労働総合庁舎 1 階	
		方 面	TEL : 073-407-2200
		安全衛生課	TEL : 073-407-2201
		労 災 課	TEL : 073-407-2202
		総合労働相談コーナー	TEL : 073-407-2203
御 坊	〒 644-0011	御坊市湯川町財部 1132	TEL : 0738-22-3571
橋 本	〒 648-0072	橋本市東家 6 丁目 9 番 2 号	TEL : 0736-32-1190
田 辺	〒 646-8511	田辺市明洋二丁目 24 番 1 号	TEL : 0739-22-4694
新 宮	〒 647-0033	新宮市清水元 1 丁目 2 番 9 号	TEL : 0735-22-5295

県内のハローワーク

和歌山	〒 640-8331	和歌山市美園町 5 丁目 4 番地 7	TEL : 073-425-8609
(東 別 館)	〒 640-8331	和歌山市美園町 5 丁目 9 番地 12	TEL : 073-488-7810
新 宮	〒 647-0044	新宮市神倉 4 丁目 2 番 4 号	TEL : 0735-22-6285
(串本出張所)	〒 649-3503	東牟婁郡串本町串本 2000 の 9	TEL : 0735-62-0121
田 辺	〒 646-0027	田辺市朝日ヶ丘 24 の 6	TEL : 0739-22-2626
御 坊	〒 644-0011	御坊市湯川町財部 943	TEL : 0738-22-3527
湯 浅	〒 643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2430 の 81	TEL : 0737-63-1144
海 南	〒 642-0001	海南市船尾 186 の 85	TEL : 073-483-8609
橋 本	〒 648-0072	橋本市東家 5 丁目 2 番 2 号 橋本地方合同庁舎 1 階	TEL : 0736-33-8609

その他の職業相談窓口

ワークプラザ紀ノ川		
〒 649-6216	岩出市野上野 97	TEL : 0736-61-3100
ハローワークサロンほんまち（わかやま新卒応援ハローワーク）		
〒 640-8033	和歌山市本町 1 丁目 22 番 Wajima 本町ビル 2 階	TEL : 073-421-1220
ワークサロン貴志川（紀の川市ふるさとハローワーク）		
〒 640-0411	紀の川市貴志川町前田 142（市役所貴志川支所西側）	TEL : 0736-65-3435
ワークプラザ河北（地域共同就職支援センター）		
〒 640-8403	和歌山市北島 37-5	TEL : 073-494-3050
ワークサロンかいなん（ハローワークかいなん就職支援センター）		
〒 642-0017	海南市南赤坂 11（市役所 5 階）	TEL : 073-488-1371

雇用保険電子申請のお問合せ

和歌山労働局 雇用保険電子申請事務センター		
〒 640-8341	和歌山市黒田 93-1 メゾンクロダ壱番館 102	TEL : 073-488-8613

総合労働相談コーナーご案内

和歌山労働局総合労働相談コーナー	TEL : 073-488-1020
和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）	TEL : 073-407-2203
御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）	TEL : 0738-22-3571
橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）	TEL : 0736-32-1190
田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）	TEL : 0739-22-4694
新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）	TEL : 0735-22-5295

[illegible]

